

川崎市立中学校における学校給食費の取扱い等に関する要綱

平成27年 4月 1日

27川教給第 4号

最終改正 平成31年 4月23日

31川教健給第 474号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市の設置する中学校（以下「市立中学校」という。）において学校給食法（昭和29年法律第160号。以下本条において「法」という。）第4条の規定に基づき実施する学校給食（法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）に係る学校給食費（法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 市立中学校の校長は、当該市立中学校に在学するすべての生徒（夜間学級及び通級指導教室の生徒を除く。以下同じ。）に対し、学校給食を実施するものとする。

2 前項の規定により実施する学校給食は、完全給食（学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条第2項に規定する完全給食をいう。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市立中学校の校長は、当該市立中学校に在学する生徒（以下「対象生徒」という。）のうち次に掲げる者について、学校給食の全部若しくは一部（飲用牛乳（直接飲用に供する目的で販売されている牛乳をいう。以下同じ。）の提供に限る。）を停止し、又は除去食（食物アレルギーの原因食品（卵、小麦、そば、落花生、乳、えび及びかにに限る。）を除いて調理する食事をいう。）

以下同じ。)による学校給食を実施することができる。

- (1) 食物アレルギー等の事由により、学校給食の全部又は一部を受け
ることができない者
- (2) 病気、事故その他の事由により、学校給食の全部又は一部を受
けることができないと当該市立学校の校長が特に認める者
- (3) その他学校給食の全部又は一部を受けることが適当でない
と当該市立中学校の校長が特に認める者
(学校給食の申込み等)

第3条 対象生徒に学校給食を受けさせようとする当該対象生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)(以下「対象保護者」という。)は、対象生徒が在学する市立中学校の校長(以下「対象校長」という。)及び公益財団法人川崎市学校給食会(以下「給食会」という。)に、学校給食の実施について、対象校長が指定する日までに申込みを行うものとする。この場合における申込みは、対象生徒ごとに、学校給食申込書(第1号様式)その他対象校長が指定する書類を、対象校長に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により対象校長が対象保護者から学校給食申込書の提出を受けた場合は、当該提出をもって、対象保護者から給食会に、学校給食申込書の提出があったものとみなす。

3 第1項の規定により学校給食申込書を提出した対象保護者は、当該申込書の記載事項(学校名、学年及びクラス名を除く。本項において同じ。)に変更があった場合は、速やかに、学校給食申込書記載事項変更届(第2号様式)を、対象校長に提出するものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による提出があった場合について準

用する。

(学校給食の全部又は一部の停止等)

第4条 対象生徒の学校給食の全部若しくは一部(飲用牛乳の提供に限る。)を停止させ、又は対象生徒に除去食による学校給食を受けさせようとする対象保護者は、学校給食停止・再開願(第3号様式)その他対象校長が指定する書類を、対象校長が指定する日までに、対象校長へ提出し、対象校長の承認を受けるものとする。

2 対象校長は、前項の承認を行ったときは、学校給食の全部若しくは一部(飲用牛乳の提供に限る。)を停止する日又は除去食による学校給食を開始する日の8日前(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日等」という。)を除く。)までに、給食会が定める方法により、給食会に給食物資の発注の停止又は変更の届出を行うものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

(1) 第1項の規定に基づき学校給食の全部又は一部(飲用牛乳の提供に限る。)が停止されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、全部の実施に変更する場合

(2) 第1項の規定に基づき学校給食の全部又は一部(飲用牛乳の提供に限る。)が停止されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、同項の規定に基づき、一部(飲用牛乳の提供に限る。)又は全部の停止に変更する場合

(3) 第1項の規定に基づき除去食が提供されている対象生徒の学校給食を通常食に変更する場合

(学校給食の基準実施回数)

第5条 学校給食費の額の算定に当たっては、学校給食の実施回数は、1年度165回（3学年にあつては、155回）を基準とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象校長は、学校運営上の都合等により必要があると認めるときは、前項の基準に満たない回数により学校給食を実施することができる。この場合において、学校給食費の額の減額は、行わないものとする。

（学校給食費の額等）

第6条 学校給食費は、対象生徒1人当たり年額52,800円（3学年にあつては、50,600円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部又は一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止する場合の学校給食費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）学校給食の全部を停止する場合 対象生徒1人当たり年額零円

（2）学校給食の一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止する場合 対象生徒1人当たり年額45,100円（3学年にあつては、41,800円）

（学校給食費の納入）

第7条 対象保護者は、前条に定める対象生徒1人当たりの学校給食費の年額を11で除して得た額（以下「月割額」という。）を、8月を除いた月ごとに納入するものとする。納期限は4月分から6月分までにあつては5月末日、7月分にあつては6月末日、9月分から翌年の3月分までにあつては各月の前々月末日（12月にあつては、28日）までとし、原則として口座振替又は対象校長が指定する口座への振込の方法により、対象校長を経由して給食会に納入するものとする。

する。ただし、月の末日（12月にあっては、28日）が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日とする。

2 前項に規定する月割額は、次のとおりとする。

（1）学校給食の全部を実施する場合 対象生徒1人当たり4,800円（3学年にあっては、4,600円）

（2）第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部を停止する場合、対象生徒1人当たり零円

（3）第4条第1項の規定に基づき学校給食の一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止する場合 対象生徒1人当たり4,100円（3学年にあっては、3,800円）

3 前条及び第1項の規定にかかわらず、学校給食の全部が実施されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、第4条第1項の規定に基づき全部又は一部（飲用牛乳の提供に限る。）の停止に変更する場合の当該変更日の前日が属する月までの月割額は前項第1号に定める額とし、同月の翌月以後の月割額は、全部の停止に変更する場合にあっては同項第2号に定める額とし、一部（飲用牛乳の提供に限る。）の停止に変更する場合にあっては同項第3号に定める額とする。

4 前条及び第1項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部又は一部（飲用牛乳の提供に限る。）が停止されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、全部の実施に変更する場合の当該変更日が属する月以後の月割額は、第2項第1号に定める額とする。

5 前条及び第1項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定に基づき学校給食の一部（飲用牛乳の提供に限る。）が停止されている対象

生徒の学校給食を、年度の途中から、同項の規定に基づき全部の停止に変更する場合の当該変更日の前日が属する月までの月割額は第2項第3号に定める額とし、同月の翌月以後の月割額は、同項第2号に定める額とする。

6 前条及び第1項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部が停止されている対象生徒の学校給食を、年度の途中から、同項の規定に基づき、一部（飲用牛乳の提供に限る。）の停止に変更する場合の当該変更日が属する月以後の月割額は、第2項第3号に定める額とする。

7 第1項の場合において、対象保護者から対象校長へ送金するための振替又は振込に係る手数料は、保護者の負担とする。

8 第1項の場合において、対象校長から給食会へ送金するための振替又は振込に係る手数料は、給食会の負担とする。

9 第3項から第6項までの規定において、8月に変更日の前日及び変更日が属する場合、変更日の前日及び変更日が属する月については9月として扱う。

（年度の途中の転出入等の事由による学校給食費の取扱い）

第8条 対象保護者は、市立中学校以外の中学校からの転入等の事由により、年度の途中から学校給食が実施される場合は、当該学校給食の開始日が属する月以後の月割額を納入するものとする。

2 対象保護者は、市立中学校から市立中学校以外の中学校への転出等の事由により、年度の途中から学校給食が実施されなくなる場合は、当該学校給食の最終日が属する月までの月割額を納入するものとする。

（学校給食費未納整理簿）

第9条 対象校長は、年度末までに当該年度に係る学校給食費の納入がない場合は、当該納入がない保護者（以下「未納者」という。）について、学校給食費未納整理簿（第4号様式）を作成し、給食会に対し、速やかに当該整理簿及び当該未納者に係る学校給食申込書を交付するものとする。

（督促）

第10条 給食会は、未納者に対し、直接又は対象校長を経由して、未納金の納入を督促することができるものとする。

2 前項の規定による督促において指定する納期限は、当該督促状を発する日から起算して10日以内とする。

3 第1項の規定による督促は、第7条第1項に規定する納期限以後2年以内に行うものとする。

（催告等）

第11条 給食会は、前条第1項の規定による督促によっても、なお未納金の納入がない未納者に対し、内容証明郵便により、未納金の納入を催告することができるものとする。

2 前項の規定による催告において指定する納期限は、当該催告書を発する日から起算して10日以内とする。

3 第1項の規定による催告は、第7条第1項に規定する納期限以後2年以内に行うものとする。

4 給食会は、第1項の規定による催告によっても、なお未納金の納入がない未納者に対し、当該催告を行った日以後6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立てその他の必要な法的措置をとることができるものとする。

（学校給食費の遅延損害金）

第12条 給食会は、第7条第1項に規定する納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納金に年5%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を、未納者から徴収することができるものとする。

2 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とするものとする。

(遅延損害金の減免)

第13条 給食会は、未納者が未納金を第7条第1項に規定する納期限までに納入しなかったことについて、次に掲げるやむを得ない理由があると認められる場合は、前条第1項の遅延損害金を減免することができるものとする。

(1) 未納者がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

(2) 未納者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること。

(3) 未納者又はその者と生計を同じくする者が疾病にかかり、又は死亡したこと。

(4) 未納者がその事業につき著しい損失を受けたこと。

(5) 未納者が失職等をしたこと。

(6) その他給食会が減免の必要があると特に認めた理由

(未納金等に係る債権の放棄)

第14条 給食会は、未納金について次の各号のいずれかに掲げる事

由が生じたときは、未納金及びこれに係る遅延損害金は、放棄することができるものとする。ただし、未納金について、未納者とともに債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、その者について次に掲げる事由がないときは、この限りでない。

- (1) 未納金について時効の援用があり、消滅時効が完成したこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により未納者が未納金につきその責任を免れたこと。
- (3) その他給食会が債権を放棄する必要があると特に認めた理由
(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（平成27年4月1日27川教給第4号）

(施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この要綱の規定は、平成28年1月1日以後に川崎市立東橋中学校において実施する学校給食、平成29年1月1日以後に川崎市立犬蔵中学校、川崎市立中野島中学校及び川崎市立はるひ野中学校において実施する学校給食、同年8月29日及び同月31日並びに同年9月1日以後に（仮称）川崎市南部学校給食センターの配送対象校において実施する学校給食並びに同年11月22日及び同月28日並びに同年12月1日以後に（仮称）川崎市中部学校給食センター及び（仮称）川崎市北部学校給食センターの配送対象校において実施する学校給食について適用する。

附 則（平成27年6月11日27川教給第52号）

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 28 川教給第 33 号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、川崎市立犬蔵中学校、川崎市立中野島中学校及び川崎市立はるひ野中学校において実施する学校給食に係る学校給食費は、対象生徒 1 人当たり 13,200 円 (3 学年にあっては、11,700 円) とする。

3 改正後の要綱第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに前項の規定にかかわらず、平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、川崎市立犬蔵中学校、川崎市立中野島中学校及び川崎市立はるひ野中学校において実施する学校給食に係る学校給食費 (同要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき学校給食の全部又は一部 (飲用牛乳の提供に限る。) を停止する場合の学校給食費に限る。) は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 学校給食の全部を停止する場合 対象生徒 1 人当たり年額零円

(2) 学校給食の一部 (飲用牛乳の提供に限る。) を停止する場合 対象生徒 1 人当たり年額 10,890 円 (3 学年にあっては、9,630 円)

4 改正後の要綱第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、川崎市立犬蔵中学校、川崎市立中野島中学校及び川崎市立はるひ野中学校において実施する学校給

食を受けさせようとする対象保護者は、前項に定める対象生徒1人当たりの学校給食費を3で除して得た額（次項において「月割額」という。）を、納期限（各月の前月末日（12月にあっては、28日）とする。）までに、原則として口座振替又は対象校長が指定する口座への振込の方法により、対象校長を経由して給食会に納入するものとする。ただし、月の末日（12月にあっては、28日）が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日とする。

5 改正後の要綱第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成29年1月1日から同年3月31日までの間に、川崎市立犬蔵中学校、川崎市立中野島中学校及び川崎市立はるひ野中学校において実施する学校給食に係る学校給食費の月割額は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の全部を実施する場合 対象生徒1人当たり4,400円（3学年にあっては、3,900円）

(2) 改正後の要綱第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部を停止する場合、対象生徒1人当たり零円

(3) 改正後の要綱第4条第1項の規定に基づき学校給食の一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止する場合 対象生徒1人当たり3,630円（3学年にあっては、3,210円）

6 対象保護者は、平成29年1月1日から同年3月31日までの間に、川崎市立東橋中学校並びに川崎市立犬蔵中学校、川崎市立中野島中学校及び川崎市立はるひ野中学校との間において、転出入がある場合は、転出日が属する月までは転出校に適用される月割額を納入し、同月の翌月からは転入校に適用される月割額を納入するものとする。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日 28 川教給第 311 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の要綱第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、同年 8 月 29 日及び同月 31 日並びに同年 9 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、（仮称）川崎市南部学校給食センターの配送対象校において実施する学校給食に係る学校給食費は、対象生徒 1 人当たり 33,600 円（3 学年にあっては、31,500 円）とする。

- 3 第 2 条の規定による改正後の要綱第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに前項の規定にかかわらず、平成 29 年 8 月 29 日及び同月 31 日並びに同年 9 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、（仮称）川崎市南部学校給食センターの配送対象校において実施する学校給食に係る学校給食費（同要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき学校給食の全部又は一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止する場合の学校給食費に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）学校給食の全部を停止する場合 対象生徒 1 人当たり年額零円
- （2）学校給食の一部（飲用牛乳の提供に限る。）を停止する場合 対象生徒 1 人当たり年額 28,000 円（3 学年にあっては、26,600 円）

- 4 第 2 条の規定による改正後の要綱第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 8 月 29 日及び同月 31 日並びに同年 9 月 1 日から

平成30年3月31日までの間に、(仮称)川崎市南部学校給食センターの配送対象校において実施する学校給食を受けさせようとする対象保護者は、前項に定める対象生徒1人当たりの学校給食費を7で除して得た額(次項において「月割額」という。)を、納期限(各月(8月を除く。)の前月末日(12月にあっては、28日)とする。)までに、原則として口座振替又は対象校長が指定する口座への振込の方法により、対象校長を経由して給食会に納入するものとする。ただし、月の末日(12月にあっては、28日)が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日とする。

5 第2条の規定による改正後の要綱第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成29年8月29日及び同月31日並びに同年9月1日から平成30年3月31日までの間に、(仮称)川崎市南部学校給食センターの配送対象校において実施する学校給食に係る学校給食費の月割額は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の全部を実施する場合 対象生徒1人当たり4,800円(3学年にあっては、4,500円)
- (2) 改正後の要綱第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部を停止する場合、対象生徒1人当たり零円
- (3) 改正後の要綱第4条第1項の規定に基づき学校給食の一部(飲用牛乳の提供に限る。)を停止する場合 対象生徒1人当たり4,000円(3学年にあっては、3,800円)

6 対象保護者は、平成29年9月1日から同年11月30日までの間に、川崎市立東橋中学校、川崎市立犬蔵中学校、川崎市立中野島中学校及び川崎市立はるひ野中学校並びに(仮称)川崎市南部学校

給食センターの配送対象校との間において、転出入がある場合は、転出日が属する月までは転出校に適用される月割額を納入し、同月の翌月からは転入校に適用される月割額を納入するものとする。

7 第2条の規定による改正後の要綱第6条第1項の規定にかかわらず、平成29年11月22日及び同月28日並びに同年12月1日から平成30年3月31日までの間に、(仮称)川崎市中部学校給食センター及び(仮称)川崎市北部学校給食センターの配送対象校において実施する学校給食に係る学校給食費は、対象生徒1人当たり16,800円(3学年にあつては、15,600円)とする。

8 第2条の規定による改正後の要綱第6条第1項及び第2項並びに前項の規定にかかわらず、平成29年11月22日及び同月28日並びに同年12月1日から平成30年3月31日までの間に、(仮称)川崎市中部学校給食センター及び(仮称)川崎市北部学校給食センターの配送対象校において実施する学校給食に係る学校給食費(同要綱第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部又は一部(飲用牛乳の提供に限る。))を停止する場合の学校給食費に限る。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 学校給食の全部を停止する場合 対象生徒1人当たり年額零円

(2) 学校給食の一部(飲用牛乳の提供に限る。)を停止する場合 対象生徒1人当たり年額14,000円(3学年にあつては、13,200円)

9 第2条の規定による改正後の要綱第7条第1項の規定にかかわらず、平成29年11月22日及び同月28日並びに同年12月1日から平成30年3月31日までの間に、(仮称)川崎市中部学校給食センター及び(仮称)川崎市北部学校給食センターの配送対象校におい

て実施する学校給食を受けさせようとする対象保護者は、前項に定める対象生徒1人当たりの学校給食費を4で除して得た額(次項において「月割額」という。)を、納期限(各月の前月末日(12月にあつては、28日)とする。)までに、原則として口座振替又は対象校長が指定する口座への振込の方法により、対象校長を経由して給食会に納入するものとする。ただし、月の末日(12月にあつては、28日)が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日とする。

10 第2条の規定による改正後の要綱第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成29年11月22日及び同月28日並びに同年12月1日から平成30年3月31日までの間に、(仮称)川崎市中部学校給食センター及び(仮称)川崎市北部学校給食センターの配送対象校において実施する学校給食に係る学校給食費の月割額は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の全部を実施する場合 対象生徒1人当たり4,200円(3学年にあつては、3,900円)

(2) 改正後の要綱第4条第1項の規定に基づき学校給食の全部を停止する場合、対象生徒1人当たり零円

(3) 改正後の要綱第4条第1項の規定に基づき学校給食の一部(飲用牛乳の提供に限る。)を停止する場合 対象生徒1人当たり3,500円(3学年にあつては、3,300円)

11 対象保護者は、平成29年12月1日から平成30年3月31日までの間に、川崎市立東橋中学校、川崎市立犬蔵中学校、川崎市立中野島中学校及び川崎市立はるひ野中学校、(仮称)川崎市南部学校給食センターの配送対象校並びに(仮称)川崎市中部学校給食センタ

一及び(仮称)川崎市北部学校給食センターの配送対象校との間において、転出入がある場合は、転出日が属する月までは転出校に適用される月割額を納入し、同月の翌月からは転入校に適用される月割額を納入するものとする。

附 則 (平成30年 4月 2日 30川教健給第336号)

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年11月13日 30川教健給第1111号)

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月23日 31川教健給第474号)

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

学 校 給 食 申 込 書

年 月 日

(あて先) 川崎市立 中学校長
公益財団法人 川崎市学校給食会理事長

申込者 (保護者)	氏 名	印		
	住 所	郵便番号	—	
	電話番号	—	—	(携帯 — —)
生徒氏名		学年・組・ 出席番号	年 組 番	

私は、「川崎市立中学校における学校給食費の取扱い等に関する要綱」を了承し、学校給食の提供について申し込みます。

- ※ 本申込書を _____ 日までに、_____ に提出してください。
- ※ 本申込書の提出により、在籍する学校において、卒業までの間、学校給食を提供します。
- ※ 兄弟姉妹で申し込む場合は、お1人ずつ別々の申込書にご記入ください。
- ※ 食物アレルギー等の理由により学校給食の全部若しくは一部の停止又は除去食の提供を希望する場合及び停止された学校給食の再開等を希望する場合は、学校との協議及び校長の承認が必要となりますので、別途事前にお申し出ください。
- ※ 学校給食費を滞納した場合は、公益財団法人川崎市学校給食会により、支払督促等の法的措置がとられることがあります。
- ※ 本申込書に記載された個人情報は、川崎市及び公益財団法人川崎市学校給食会において、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に基づき適正に取り扱います。

第2号様式（第3条関係）

学 校 給 食 申 込 書 記 載 事 項 変 更 届

年 月 日

(あて先) 川崎市立 中学校長
公益財団法人 川崎市学校給食会理事長

申込者 (保護者)	氏 名	印		
	住 所	郵便番号	—	川崎市
	電話番号	—	—	(携帯 — —)
生徒氏名		学年・組・ 出席番号	年 組 番	

学校給食申込書の記載事項に変更がありましたので、川崎市立中学校における学校給食費の取扱い等に関する要綱第3条第3項の規定により届け出ます。

記載事項の変更箇所のみご記入ください。(該当する□にチェックをお願いします。)

<input type="checkbox"/> 旧保護者氏名	
<input type="checkbox"/> 旧保護者住所	郵便番号 — 川崎市
<input type="checkbox"/> 旧保護者電話番号	— — (携帯 — —)
<input type="checkbox"/> 旧生徒氏名	

※ 本変更届は、学級担任に提出してください。

※ 兄弟姉妹で届け出る場合は、お1人ずつ別々の変更届にご記入ください。

※ 本変更届に記載された個人情報、川崎市及び公益財団法人川崎市学校給食会において、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に基づき適正に取り扱います。

第3号様式（第4条関係）

学 校 給 食 停 止 ・ 再 開 願

年 月 日

(あて先) 川崎市立 中学校長
公益財団法人 川崎市学校給食会理事長

申込者 (保護者)	氏 名	印		
	住 所	郵便番号	—	
		川崎市		
	電話番号	—	—	(携帯 — —)
生 徒 氏 名		学年・組・ 出席番号	年 組	番

該当する番号に○印を記入してください。

1. 学校給食の全部の停止を希望します。
2. 学校給食の一部の停止（飲用牛乳のみの停止）を希望します。
3. 除去食の提供を希望します。
4. 学校給食の全部の再開を希望します。
5. 学校給食の一部の再開（飲用牛乳のみの停止）を希望します。
6. 通常食の再開を希望します。

停止日又は再開日	理由
年 月 日から	

- ※ 本停止再開願を学校が指定する期日までに、学級担任に提出してください。
- ※ 兄弟姉妹で願い出る場合は、お1人ずつ別々の停止再開願にご記入ください。
- ※ 食物アレルギー等の理由により学校給食の全部若しくは一部の停止又は除去食の提供を希望する場合及び停止された学校給食の再開等を希望する場合は、学校との協議及び校長の承認が必要となります。
- ※ 学校給食費を滞納した場合は、公益財団法人川崎市学校給食会により、支払督促等の法的措置がとられることがあります。
- ※ 本停止再開願に記載された個人情報は、川崎市及び公益財団法人川崎市学校給食会において、学校給食の管理運営目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に基づき適正に取り扱います。

学校給食費未納整理簿

No. _____

整理番号		中学校名	川崎市立	中学校	公印
生徒名		生年月日(学年)		年 月 日生 (年 組)	
保護者名	名前	続柄	住所	電話番号	勤務先
入学年月日					
転出先学校名		転出年月日			
転入元学校名		転入年月日			
制度の利用状況		1. 生活保護 2. 就学援助 3. 制度を利用していない			
滞納理由					

	納期限	滞納額	累計額	督促状発送日(1回目)	督促状発送日(2回目)	督促状発送日(3回目)	催告状発送日	処理てん末
				督促状(1回目)納期限	督促状(2回目)納期限	督促状(3回目)納期限	催告状納期限	
1	年 月 日	円	円					
2	年 月 日	円	円					
3	年 月 日	円	円					
4	年 月 日	円	円					
5	年 月 日	円	円					
6	年 月 日	円	円					
7	年 月 日	円	円					
8	年 月 日	円	円					
9	年 月 日	円	円					
10	年 月 日	円	円					
11	年 月 日	円	円					